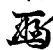


也、心を付べし、血を右の手の薬指に附て、居判の穴の白き處におす也、墨の處に附れば、見えかね候故也、血判して跡にて誓詞をいたゞく人あり、夫はあしき也、

此邊に血を押す

姓名 

〔半日閑話^六〕國々にて替りたる儀の事

一 蝦夷人は誓詞に判官殿を書入けると也、○申略

一 豊後の府内邊にては、蛸を誓文に書入けるとなん、是をたづぬべし、

〔政談^四〕誓詞ノ文言ニ、別シテハ伊豆箱根兩所權現ト書ク事、文旨ノ至也、是ハ貞永式目ニ有コトヲ、書札者ノ手本ニ書出シタルヲ、何ノ詮議モ無用タル也、貞永式目ハ北條家ノ公事ヲ裁斷ハ依怙ラサセ、間敷ト云誓文也、北條ノ所在ハ伊豆也、鎌倉ハ箱根ニ近キ故、伊豆箱根ト書タル也、今ハ國隔リ、伊豆箱根ノ權現ヲ、平生ハ信ゼヌニ、日本國中何方ニテモ如此書コト、埒モ無事也、其所ニテ第一ニ尊敬スル神社ヲ可用事也、

〔安齋隨筆^{後編七}〕一誓文狀に、伊豆箱根三島大明神を書入る事、貞永式日ノ起請文に、總日本國中

六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也とあるを本にして書也、是は鎌倉にて、貞永年北條泰時が評定所にて、理非決斷の爲に、貞永式目の書を書いて、評定裁斷に私曲すまじきと云誓文也、伊豆箱根、三島明神、鶴岡八幡、荏柄天神等は皆鎌倉近邊之神社なる故、是等の神名を擧て誓たる也、他國にては其の國中ノ神に誓ふべき事也、然れども今徳川の御家にては、武藏國ノ神をば用ひられずして、伊豆箱根三島三社の神名を誓文に用ひ玉へり、子細ある事なるべけれど、其意味は知らず、○下略

〔書札袖珍寶〕牛王を上につぐ事、神を恐れて、白紙より上には是をつぐなり、牛王をひるがへして、裏に可書之、中古此かたの例なり、一熊野牛王、二はちまん牛王、三勢田牛王、四山王牛王、五白山六富

起請文用紙